
第3期向日市地域福祉計画
第2期向日市自殺対策計画
第5次向日市地域福祉活動計画

概要版

令和8年3月

向日市・向日市社会福祉協議会

この計画がめざすこと

地域福祉を取り巻く状況の変化や社会福祉法をはじめとする関係法令等の改正を踏まえ、本市が目指す地域福祉推進の理念・方向性を共有し、現行の計画をより一層、実効性を持った計画とするため、「第3期向日市地域福祉計画及び第2期向日市自殺対策計画」を向日市社会福祉協議会の「向日市地域福祉活動計画」と一体的に策定しました。

この計画では、地域福祉計画と地域福祉活動計画の共通する将来像である「お互いの顔が見え、地域で共に支え合い、いきいきと暮らせるやさしいまち」の実現を目指します。

【基本理念】

人と暮らしに明るくやさしいまちづくり

【将来像】

**お互いの顔が見え、地域で共に支え合い、
いきいきと暮らせるやさしいまち**

計画の位置づけ

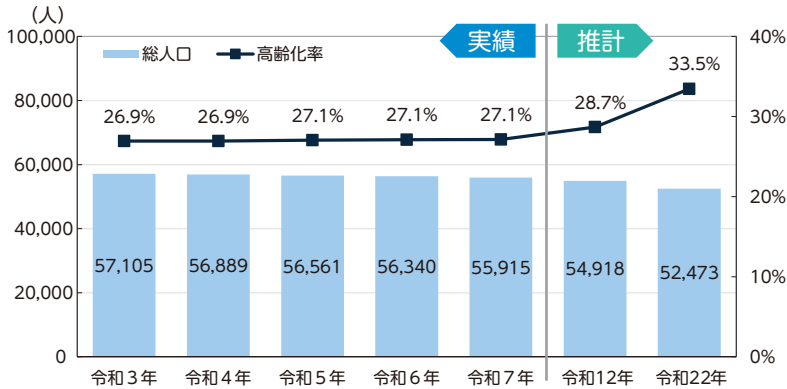
- 「地域福祉計画」は、社会福祉法第4条に規定されている「地域福祉の推進」を図るため、同法第107条の規定に基づき市町村が策定する計画です。
- 「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、住民、地域で福祉活動を行う者及び福祉事業を経営する者が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。
- 本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づく「成年後見制度利用促進計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく「市町村再犯防止推進計画」を包含しています。

計画の期間

本計画は、令和8(2026)年度を初年度とし、令和12(2030)年度を目標年度とする5か年計画です。
なお、社会経済情勢や制度改正など、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても見直しを行うこととします。

向日市ってこんなまち

人口



人口減少と高齢化が進んでいて、令和22(2040)年には3人に1人が65歳以上になると推計されているね。

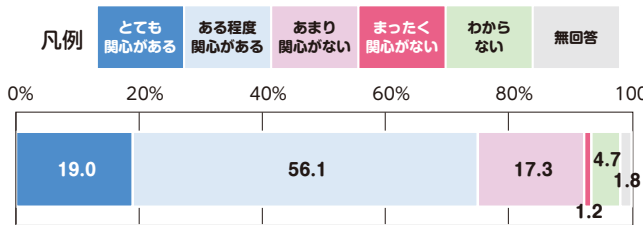


【資料】実績値は住民基本台帳(各年10月1日現在)、推計値は国立社会保障・人口問題研究所令和5年(2023年)推計

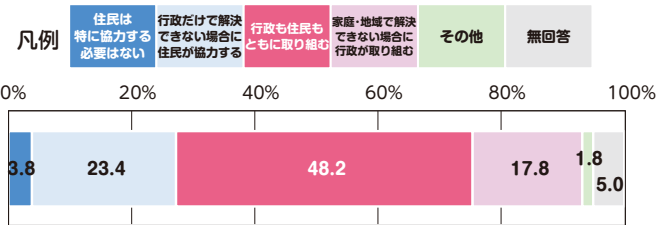
みんなの声

「向日市 地域福祉に関するアンケート調査」(令和7(2025)年1月実施)より

《福祉への関心度》



《福祉課題への行政と地域住民との関わり》



《関心のある福祉分野》

第1位	高齢者に関すること	77.0%
第2位	子どもに関すること	38.5%
第3位	障がいのある人に関すること	32.3%

福祉への関心は高く、福祉課題には行政と住民が一緒に取り組むべきと考えている人が多いね。



《みんなが支え合いながら安心して暮らすために必要なこと》

第1位	福祉に関して気軽に相談できる窓口を作ること	45.0%
第2位	福祉施設を充実すること	29.2%
第3位	福祉を支える専門職やリーダーなど人を育てること	26.6%
第4位	近隣住民が互いに困っている人を見守り、支え合うこと	26.3%
第5位	町内会・自治会などの地域のつながりを大切にすること	24.6%

《向日市社会福祉協議会が行う活動や支援で充実してほしいこと》

第1位	高齢者が相談できる窓口	48.0%
第2位	高齢者のふれあいサロン活動(居場所づくり)の支援	29.5%
第3位	高齢者の介護予防講座、運動教室の開催	28.1%
第4位	住民同士の身近な見守り、支え合いの活動への支援	27.8%
第5位	障がい者が相談できる窓口	23.1%

市や社協には、「相談窓口」の充実が望まれているね。



地域福祉は、地域で支え合いながら、みんなでよりよい暮らしをつくっていく活動です。あなたが過ごす場所で、無理なく、できることからはじめてみませんか？

第3期向日市地域福祉計画及び第5次向日市地域福祉活動計画

基本目標 1 地域福祉を支える担い手づくり

- (1) 福祉を学び、知る機会の充実と積極的な情報発信
- (2) 地域とつながるきっかけや顔が見える関係づくり
- (3) 地域福祉活動団体やボランティア団体の育成と活動への支援

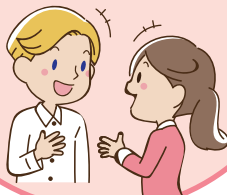
主な取組

みんなで取り組もう！

自分の住む地域に関心を持ちましょう



日頃のあいさつや声かけを通じて、地域に顔見知りを増やしましょう



空き時間を利用して、ボランティア活動に取り組みましょう



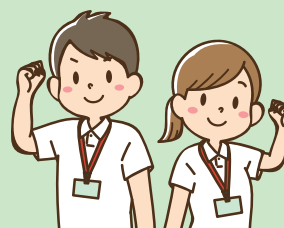
市が取り組むこと

- 地域福祉活動に関する広報・啓発の推進
- 市民の自発的な福祉活動に対する学習機会や情報の提供
- 自治会活動への支援による、地域コミュニティの活性化
- 地域の人たちが誰でも気軽に集まり、交流できる場の提供
- 地域福祉活動を行っているボランティア団体や市民活動団体への支援
- 気軽にボランティア活動に参加できる機会の提供



社会福祉協議会が取り組むこと

- 地域福祉への理解を深める学習機会の提供
- 小地域福祉活動(地区社協活動)や居場所づくりの推進
- 困難を抱える方が気軽に参加できる居場所や活動機会の創出・運営
- テーマ別のボランティア養成講座の開催による担い手の育成
- ボランティア活動をする人の研修や交流の場の提供と、支援体制の充実
- 地域福祉活動に必要な備品等の貸出による活動基盤の支援



基本目標2

地域における包括的な支援体制の整備

- (1) 見守り・支え合い活動の推進
- (2) 地域福祉活動団体の連携強化
- (3) 関係機関の連携強化による相談支援の充実
- (4) 虐待の防止の推進
- (5) 権利擁護体制の推進（「向日市成年後見制度利用促進計画」）

主な取組

みんなで取り組もう！

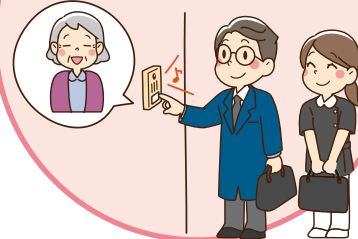
自治会や民生委員・
児童委員など、
地域福祉に関わる
団体を知りましょう



困ったことがあれば、
周りの人や相談窓口
に相談しましょう



身近に支援を必要と
している人がいれば、
市や社協に連絡しましょう



市が取り組むこと

- 関係機関等と連携した地域の見守りネットワークづくり
- 自治会や福祉活動団体などが情報交換し合える場の提供
- 複雑・多様化している福祉関連情報や課題を共有できる仕組み(重層的な総合相談支援体制)の構築
- 医療・介護等の関係機関との連携の推進
- 困りごとの内容に応じた相談が受けられる相談窓口の周知
- 虐待防止、早期発見、早期対応に向けた関係機関との連携強化
- 成年後見制度の周知と普及促進、相談窓口及び対応体制の充実
- 制度の計画的な推進に向けた中核機関の設置

社会福祉協議会が取り組むこと

- 地域住民が支え合いながら、お互いに見守り合える体制の構築
- 企業等との連携による高齢者の定期的な見守り活動
- 地域福祉活動団体の相互の情報共有・連携に向けた支援
- 関係機関と連携した、重層的な総合相談支援体制の強化
- 自立相談支援事業の実施、就労支援、就労機会の提供
- 虐待防止に関する相談対応の強化、関係機関との連携を通じた早期発見・迅速対応の相談体制整備
- 権利擁護制度の普及啓発と活用支援
- 地域住民への権利擁護の理解促進と研修機会の提供

基本目標3

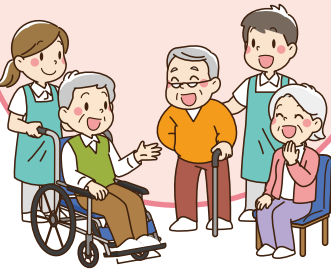
安心・安全な生活を支える環境整備

- (1) 必要な情報を必要とする方に届ける仕組みづくり
- (2) 安心・安全なまちづくりの推進
- (3) 再犯防止に関する取組（「向日市再犯防止推進計画」）

主な取組

みんなで取り組もう！

地域や福祉に関する正しい情報を得て、周りの人にもその情報を教えましょう



地域の防災訓練に参加して、連絡体制や避難方法、避難場所を把握しましょう



被害者支援や再犯防止に関心を持ち、立ち直りを決意した人を地域の一員として受け入れましょう



市が取り組むこと

- 広報むこうやホームページ、SNS、各種ガイドブック等を活用した情報発信の強化
- 防災知識や災害時の対処法などについての普及・啓発
- 防災訓練等を通じた災害時に助け合える地域づくりの推進
- 避難行動要支援者名簿等の作成
- 犯罪や非行の防止、罪を犯した人たちの更生に関する理解の促進
- 犯罪や非行のない明るい地域社会の構築
- 市が設ける窓口での相談対応、その他機関が設置する相談窓口や関係機関との連携による立ち直し支援



社会福祉協議会が取り組むこと

- 各種地域福祉事業や活動に関する情報発信の強化
- 災害発生時の被災者支援を担う災害ボランティアセンターの活動促進と人材養成
- 要配慮者を含む地域住民への防災意識の啓発、減災対策の支援
- 地域における孤独・孤立や引きこもりの問題を考える機会の提供
- 犯罪をした人等における就労の定着等、生活に困っている人に対する相談体制の構築
- 関係機関等との連携強化による犯罪をした人等の円滑な立ち直りの支援



第2期向日市自殺対策計画

基本目標1

市民への啓発と周知

- (1) 情報提供体制の充実
- (2) 正しい知識の普及・啓発

市が取り組むこと

- 自殺対策に関する正しい知識の情報発信、各種相談窓口の周知
- 自殺対策強化月間や自殺予防週間の啓発リーフレットの配布や図書館での関連図書の展示
- 若年層に向けた自殺予防の啓発リーフレットの配布による自殺対策に関する意識の醸成

基本目標2

適切な相談支援につなげる仕組みづくり

- (1) 関係団体、職員等の人材育成
- (2) 関係機関との連携強化
- (3) 相談支援体制の充実
- (4) 自死遺族など遺されたひとへの支援の周知

市が取り組むこと

- ゲートキーパー(自殺のリスクに気づき適切に対応するための人材)養成研修の実施
- 子どもの変化や悩みに早期に気づき、適切に対応できるための教職員研修の実施
- 支援を必要とする人を見逃さないような庁内連携体制の強化
- 各種相談窓口から適切な相談窓口へつなぐ早期対応
- ゲートキーパー研修等を通じた、自死遺族に対する理解の促進

基本目標3

ライフステージに合わせた支援

- (1) ライフステージ別の支援の推進
- (2) さまざまな困難を抱えるひとへの支援の推進

市が取り組むこと

- 地域子育て支援拠点をはじめとした、子育て世帯の集いの場づくり
- 小・中学校における心の相談サポーター事業の実施
- 高齢者の多様な交流の場への参加や社会参加への支援
- 生活に困窮している人への早期対応・適切な支援
- 各種専門機関による幅広い相談対応の推進

計画の推進に向けて

1 計画の普及啓発

一人でも多くの市民に計画内容の理解と協力を求めていく必要があることから、広報誌やホームページ、公共施設での配布などを通じて市民への周知を図ります。

2 地域福祉の推進体制

保健・医療・福祉等の課題に、迅速かつ効果的に対応するため、福祉関係機関や福祉施設との連携、関係課による連絡調整や、互いに協力しあう体制を整備するとともに、各種会議や研修会等を通じて福祉のネットワークを充実していきます。

3 計画の進行管理・評価

市民の意向を把握しながら、施策の実施状況を把握するとともに、取組の達成度などについて評価、検証を行います。また、市民のニーズの変化や国における新たな施策にも適切に対応するよう、適宜、施策の検討や見直しを行いながら効果的な計画となるよう努めます。



第3期向日市地域福祉計画・第2期向日市自殺対策計画 第5次向日市地域福祉活動計画

向日市 市民サービス部 地域福祉課

〒617-8772 向日市寺戸町小佃5-1
電 話：075-931-1111 (内線346)
F A X：075-935-1346
メール：fukushi@city.muko.lg.jp

社会福祉法人 向日市社会福祉協議会

〒617-0002 向日市寺戸町西野辺1-7
電 話：075-932-1960 (代表)
F A X：075-933-4425
メール：info@muko-shakyo.or.jp